

様式第2号 (第5条関係)

令和4年7月19日

書 告 報 講 受

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 鈴木 千



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 研 修 日 | 令和4年7月15日（金） |
| 2 | 目 的 | オンラインによる研修会 受講 |
| 3 | 研修内容 | 「議員が守るべき政治倫理とは」
廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所） |
| 4 | 関係書類 | 別紙のとおり |



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：廣瀬 雅夫

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	スズキ ケハヤ
お名前	鈴木 千逸
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	() -
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは 7 日前までにメールまたは FAX にてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき 1 つの講座の申し込みが必要です。1 つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000 円 (税込)

2 講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和4年7月15日 10:00～13:00
視 察 先	委員会室にてオンライン受講
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	廣瀬和彦氏（（株）地方議会総合研究所）
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 （感想、政策提言、課題など）	政治倫理について理解を深める目的で受講した。 以下のテーマで講義は進んだ。 1 政治倫理とは・・・確立にあたっての留意点 2 政治倫理条例の対象を考える 3 政治倫理違反への罰則の限界 4 政治倫理と兼業禁止・2親等請負の規制 5 パワハラ・セクハラ等の取扱い 6 SNS 等による議会外での不適切な言動への対応 「栗山町議会議員政治倫理条例」は平成27年4月に施行された。 今回、議長からの諮問で見直し検討が進められている。その中で議会改革推進会議のメンバーが中心となり本研修を受講した。 今回、主に注目した点はハラスメントと SNS に係る部分である。 贈収賄や、兼業禁止については他に法律の定めもあり明確であるがハラスメントやSNSについては直ちに法律違反とは言えないグレーな部分も多く、議会が自律する必要がある。モラルやマナーを性善説だけに頼っていて良い時代ではないのだ。 研修では、いくつかの事例が示されたが本町議会でも絶対に発生しないとは言い切れない。ハラスメントも議員から対職員に限ったことではない。職員から対議員という逆もありうる。 SNS についてもよほど注意しないと侮辱罪も法定刑が引き上げられた。これらについて従来の条例では明確な文言がなく2条にあらわされている「議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自

覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。」という包括的な文言のみである。しかし、「倫理性」にも時代に合わせた、個別の解説が必要である。

今回の講義を「栗山町議会議員政治倫理条例」の改定作業で活かして本町議会の議員及び構成する職員の資質向上に役立てたい。